

令和8年度
鹿児島特別支援学校

生徒心得

【高等部】



た 強 明
く く る
ま し く
し
く

かごしまとくべつしえんがっこうこうとうぶ じかく せきにん こうどう じゅんしゅ たいど み
鹿児島特別支援学校高等部では、自覚と責任ある行動やルールを遵守する態度を身に
つ つけたり、あんぜん あんしん がっこうせいかつ おく
付れたり、安全・安心な学校生活を送ったりできるように、この「生徒心得」を定めてい
ます。がっこう しゅうだんせいかつ なか たしや かか とお しょうらい じりつ しゃかいさんか む
学校という集団生活の中で他者との関わりを通して、将来の自立と社会参加に向
けたコミュニケーション能力や自他への思いやりの気持ちを高め合いながら、楽しい
がっこうせいかつ おく
学校生活を送れるようにしましょう。

※ この冊子は、さっし いちねんかんしよう れんらくちょう み
この冊子は、一年間使用します。連絡帳にとして、いつでも見ることができるよう
にしましょう。

もくじ
目次

I 章 校内での生活

- 1 登校・朝の会について P 1
- 2 体力づくりについて P 1
- 3 授業について P 1
- 4 給食時間について P 1
- 5 昼休みについて P 2
- 6 清掃について P 2
- 7 下校について P 2
- 8 持ち物について P 2
- 9 通学について P 3
- 10 携帯電話について P 3
- 11 その他 P 4

II 章 校外での生活 P 5

III 章 服装規定

- 1 服装について P 6
- 2 制服の正しい着用、頭髪について P 6
- 3 防寒着・かばんなどについて P 6
- ※服装規定 P 7
- ※服装 P 8

IV 章 許可及び届け

- 1 許可申請について P 9
- 2 届け出事項について P 9

I 章 校内での生活

1 登校・朝の会について

- (1) バス降車後は、担任の指示に従い、速やかに教室に移動する。
- (2) 自分から先に元気よく挨拶をする。語先後礼。
- (3) 登校後は速やかにトイレや着替えを済ませる。
- (4) 着替え等が終わったら、朝の会が始められるように教室で待つ。(自分の課題や係活動に取り組む。)

2 体力づくりについて(※ 主にⅡ課程)

- (1) 体育服(ジャージ)で参加する。担任の指示がある場合は、作業服でもよい。
- (2) 体調不良などで参加できない場合は、担任に相談して指示を受ける。

3 授業について

- (1) 時間どおりに授業が始められるよう、休み時間に次の授業の準備やトイレなどを済ませて着席して待つ。
※ 授業に遅れたときは、担任又は担当教師へ理由を伝える。
- (2) 勝手に席を離れたり、教室から出たりしない。
- (3) 必要な学習用具(筆記用具など)は自分で準備し、貸し借りはしない。忘れた場合は、事前に担任又は担当教師へ連絡する。

4 給食時間について(※ 主にⅡ課程)

- (1) 給食当番以外の生徒は、給食の準備が終わるまで着席してチャレンジタイムに取り組む。
- (2) 給食当番は、給食着やネット帽、マスクを必ず着用し、手指の消毒をする。
- (3) 給食の準備は11時40分(B下校時は11時25分)から行い、給食室へは他の人の通行の妨げにならないように移動し、11時45分(B下校時は11時30分)頃に入室する。
- (4) 給食時間は、12時40分(B下校時は12時20分)までおやみに離席しない。
- (5) 食器などは決められた場所に片付ける。

5 ひるやす 昼休みについて

- (1) 遊具ゆうぐを利用りようする際は、けがのないように安全あんぜんに気きを付つける。また、順番じゆんばんを守まもるな
ど譲ゆずり合あって遊あそぶ。
- (2) 体育館たいいくかんや音楽室おんがくしつ、パソコン室しつ しようの使用しつは、担任同伴たんにとどうはんのもと、使用しようの決きまりを守まもり、
使用後しようごは使つかった道具等どうぐとうの片付かたづけをする。
- (3) 元もとの状じょう態たいを保持ほじし、必要ひつようがあれば清掃せいそう（体育館たいいくかんはモップかを掛かけ）を行おこなう。

6 せいそう 清掃について

- (1) 清掃時間せいそうじかんになったら、自主的じしゆてきに取り組とむ。
- (2) 隅々すみずみまで丁寧ていねいに、時間一杯じかんいっぱい取り組とむ。
- (3) 掃除用具そうじようぐは大切たいせつに扱あつかい、片付かたづけまできちんとする。

7 げこう 下校について

- (1) 机つくえ・椅子いすの整頓せいとん、消灯しょうとう、戸締まりとじをする。
- (2) 通学バス利用者つうがく りようしゃは、出発しゅつぱつ5分前ふんまえまでに必ず乗車完了かなら じようしゃかんりようする。帰りの会かえが終かいわった
ら速すみやかにバスに乘車ばす じようしゃし、シートベルトそうちやくを装しず着まして静まかに待まつ。
- (3) 自主通学生じしゆつうがくせいは、自主通学じしゆつうがくの決きまりを守まもり、速すみやかに下校げこうする。

8 ももの 持ち物について

- (1) 所持品しよじひんには全すべて記名きめいし、必要以外ひつよういがいの金銭きんせん、物品ぶつびん（遊ゆう戯ぎ道どう具ぐ、娛ご楽らく雜ざ誌し、菓か子しなど）は
持もってことくない。特別とくべつに必要な物ひつよう ものは担任たんにとんに許きよ可かを得える。
- (2) 物ものや金かねの貸かし借かりはししない。

9 通学について

- (1) 身だしなみを整えて、決められた服装で登校する。
- (2) 欠席や遅刻をする際は、必ず保護者から学校へ連絡をする。また、通学バス利用者はバス携帯電話に必ず連絡をする。

<バス通学生>

- ・ 通学バス利用者は、出発時間の5分前までにバス停に到着する。
- ・ 運転手やバス介助職員の指示に従い、シートベルトを装着し、マナーを守って乗車する。

<自主通学生>

- ・ 申請した通学路を通り、通学方法と時間を守る。
- ※ 「IV章 I 許可申請について (I) 自主通学(P9)」参照
- ・ 登下校中に事故や問題が発生した場合は、速やかに保護者と学校に連絡する。
 - ・ 公共交通機関を利用する際は、マナーを守って乗車する。

10 携帯電話について

- (1) 公共の場（公共交通機関内など）でのルールとマナーを守る。
 - (2) 必ずフィルタリング（アクセス制限）を設定し、保護者と一緒に家庭内ルールを決めておく。
 - (3) 名前や電話番号、メールアドレス（ID等を含む）などの個人情報の流出に注意し、許可なく安易に交換したり教えたりしない。また、顔写真などの肖像権や違法音楽ダウンロードなどの著作権を侵害しない。
 - (4) SNS等で相手を傷付ける行為や、一方的な電話やメール送信（写真や動画を含む）で相手に迷惑を掛ける行為などは絶対にしない。
 - (5) 携帯電話の校内持込みは原則禁止（自主通学生の緊急連絡用、保護者との確認用のみ許可）であり、無断で持ち込んだ場合には、指導の対象となる。その際、携帯電話は学校で預かり（担任保管）、担任から保護者に直接返却する。
- ※ 「IV章 I 許可申請について (2) 携帯電話の校内持込み (P9)」参照

II その他

- (1) 校内の移動は原則、右側通行とし、静かに行う。(走ったり、他の人の迷惑になつたりするような危険な行為はしない。)
- (2) 登校してから下校するまで、許可無く校外に出ない。
- (3) 校舎内では上履きを使用する。
- (4) 校舎内外の整理整頓に心掛け、施設、設備、備品などの公共物は大切に使う。破損した場合は必ず近くにいる先生か担任に報告する。
- (5) 丁寧な言葉遣いを心掛け、思いやりの気持ちをもって人と接する。また、異性との距離に注意し、人目のつかない場所等に行かない。
- (6) 教室を出るときは、先生に行き先を伝える。また、先生のいない教室には入室しない。他の教室に入室する場合は、必ず用件を伝え、許可を得る。

※ 入室と退室の約束

- | | | |
|-----|---|-----------------------------|
| 入室時 | ① | 「〇年〇組、〇〇です。」 |
| | ② | 「〇〇先生に用事があります。入ってもよろしいですか。」 |
| | ③ | 「失礼します。」 |
| 退室時 | ④ | 「失礼しました。」 |

II 章 校外での生活

- 1 交通道徳や交通規則を守り、交通事故防止に心掛ける。特に自転車運転では、ヘルメットを着用し、交差点や踏切などで一旦停止を守り、二人乗り、並列運転はしない。
- 2 外出するときは、「どこに行くのか」、「誰と行くのか」、「何をするのか」、「何時に帰宅するのか」などを家族に必ず伝え、日没までに帰宅する。
- 3 物やお金の管理をしっかりとする。(貸し借りやおごる行為などはしない。)
- 4 夜間外出及び外泊は、保護者と一緒である場合のみ認められる。日没をもって夜間とする。
日没の目安：2月～9月→18時30分 / 10月～1月→17時30分
- 5 男女交際については、高校生としてふさわしい行動をする。
- 6 遊技場・その他の出入りについては、鹿児島地区生活指導研究協議会での確認事項に従う。

(可否： △条件付 / ×認めない)

	場所・内容	可否	備考
1	映画	△	認定映画に限る。
2	カラオケボックス ボウリング場	△	高校生入場許可の店舗に限る。
3	複合型娯楽施設 (ラウンドワンなど)	△	保護者同伴とする。 ゲームコーナーへの出入りは望ましくない。
4	登山、キャンプ、海水浴、 サイクリング	△	保護者同伴とする。 ※ 遊泳禁止の川や海で遊ばない。
5	スケートボード、キックスケーター、ローラーシューズなど	△	他人に迷惑を掛ける場所や路上での使用は禁止とする。
6	テレビ、雑誌等出演	△	学校の許可を必要とする。
7	ゲームセンター ゲームコーナー	×	コインゲーム、ビリヤード、ダーツ、ガンコーナーを含むその他の遊技場。
8	漫画喫茶 インターネットカフェ	×	

Ⅲ章 服装規定

1 服装について

本校指定の制服又は体育服、作業服を気温や体調に合わせて着用する。

(1) 冬服

ジャケット、シャツ、ネクタイ、スラックス、ブラウス、リボン、スカート、キュロット、ベスト、セーター

(2) 中間服

シャツ、ネクタイ、スラックス、ブラウス、リボン、スカート、キュロット
(ベスト又はセーターの着用も可)

(3) 夏服

ポロシャツ(開襟シャツ可)、スラックス、スカート、キュロット(夏用可)

2 制服の正しい着用、頭髪について

服装規定(P7)を確認し、常に清潔に整え、本校生徒としての品位を保つように努める。

3 防寒着・かばんなどについて(事情がある場合は、担任へ相談する。)

(1) 通学時のコートやマフラー、手袋等の防寒着の着用は認めるが、黒、紺を基調としたものとし、派手なものは避ける。

(2) 体調不良などの場合を除き、原則校舎内では防寒着(コート、マフラー、手袋)は着用しない。校舎内での防寒対策をする場合は、肌着の重ね着や本校指定のベスト、セーターを着るなどの対策をする。(フードのついた物は不可)

(3) 防寒着は、登校時、教室で脱ぎ、更衣室等へ片付ける。また、下校時は、教室で着用し速やかに下校する。

(4) 腕時計は派手にならないものとする。

(5) 通学用かばんは、手提げかばん、リュックサックなどとする。

- ・ 肩から掛けるタイプのスポーツバッグ(エナメルバッグ)は可。
- ・ 白、黒、紺などの色を基調とする。派手な模様や装飾(音の出る物や複数のキーホルダーなど)は不可。

(6) 上履きは白を基調とし、体育館では必ず体育館シューズを履くようにする。

ふくそうきてい
服装規定

<p>かお かみ つめ 顔・髪・爪</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 髪は目にかからないように清潔に整える。長いときは、顔が隠れないようにピンで留める。 ・ 肩より長くなった髪は結ぶか編む。ゴムは装飾のない黒・紺・茶色とする。(色もののピン、バレッタ、カチューシャ、シュシュ等は不可) ・ 不自然な手入れ(極端に段差のある髪型や特殊な髪型等)はしない。 ・ 染色や脱色、パーマ、極端なまゆぞりはしない。 ・ ピアス、ネックレス、ブレスレット、アンクレットなどの装飾品(アクセサリー)は身に付けない。
<p>シャツ</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ ボタンは一番上まで留める。 ・ シャツの下の肌着は白色を基本とし、派手な色や柄の物は避ける。(体育服は不可) ・ ズボンの中に入れる。 ・ ネクタイやリボンがたるまないように首元でしっかりと締める。
<p>ブラウス</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ ボタンは一番上まで留める。 ・ シャツの下の肌着は白色を基本とし、派手な色や柄の物は避ける。(下着等が透けないように黒色や紺色も可。体育服は不可) ・ スカートの中に入れる。 ・ ネクタイやリボンがたるまないように首元でしっかりと締める。
<p>ジャケット (上着)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ ボタンは全て留める。汚れやほこりを取り、清潔にする。
<p>スラックス</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ ベルトは必ず着ける。(サスペンダーは可) ・ ベルトの色は地味な色目の物とする。 ・ ヘその高さで締める。(腰パンはしない。) <p>※ 作業服のズボンも同様</p>
<p>スカート キュロット</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 長さは膝の中央(膝立ちした際にスカートの裾が床に触れる長さ)
<p>くつした 靴下</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 白・黒・紺の無地とする。(ワンポイント可) ・ 防寒対策として、黒又はベージュ等無地のストッキング、タイツの着用可。
<p>くつ 靴</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 通学用の靴は白・黒を基調としたもので、特別な事情がない限りハイカットの靴は認めない。

夏服
なつふく



冬服
ふゆふく



※ 中間服は、冬服の上着を脱いだ状態です。
ちゅうかんふく ふゆふく うわぎ ぬ じょうたい

IV 章 許可及び届け

1 許可申請について

次の事項については、事前に学校への許可申請が必要である。

(1) 自主通学（一部区間・全区間） → 通学指導係

- ① 自主通学をする場合は、保護者と自主通学の練習を行い、通学経路やバスの時刻などの確認が十分に行われ、安全が確保されていることが前提である。
- ② 自主通学をする場合は一部区間、全区間にかかわらず「自主通学申請書」並びに「自主通学誓約書」を提出し、許可された場合のみ、自主通学を開始することができる。
- ③ 申請した内容に変更が生じた場合は、速やかに学校に報告する。
- ④ 登下校中の緊急時に備え、保護者と学校に連絡が取れるようにする。

(2) 携帯電話の校内持込み → 生活指導係

- ① 学校への持込みは原則禁止する。ただし、自主通学生の登下校時の緊急連絡用、保護者との連絡確認用に限り、学校に「携帯電話校内持込届兼誓約書」を提出し、許可された場合のみ持込みが認められる。産業現場等における実習期間中の持込みもこれに準ずる。
- ② 産業現場等における実習期間中のみ、通勤途中の緊急連絡用、保護者との連絡確認用に使用する場合は、学校に「携帯電話実習先持込届兼誓約書」を提出し、許可された場合のみ使用が認められる。
- ③ 学校へ持込んだ携帯電話は、電源を切り自己管理する。
- ④ 「携帯電話校内持込届兼誓約書」に書いてある内容に従い、登下校以外の使用については「I 章 10 携帯電話について（P3）」の内容を厳守する。

2 届け出事項について

次の事項については、速やかに担任に届け出る。

- (1) 遅刻・欠席・早退をするとき。
- (2) 校内の施設設備を破損したとき。
- (3) 校内で金品を拾得、紛失又は盗難にあったとき。
- (4) 事故その他、身辺に異変が生じたとき。

(5) 交通違反その他により、関係機関から指導を受けたとき。

※ 運転免許（原動機付自転車や自動車）やアルバイトに関する許可については、別途規定を定めている。＜担任に相談＞